

事業者・労働者さまへ

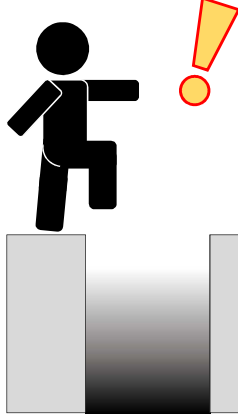
墜落、転落による労働災害が多く発生しています！

墜落、転落の原因は？

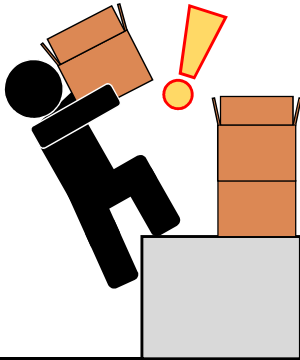
昇降設備（踏み台、脚立など）から足を踏み外した



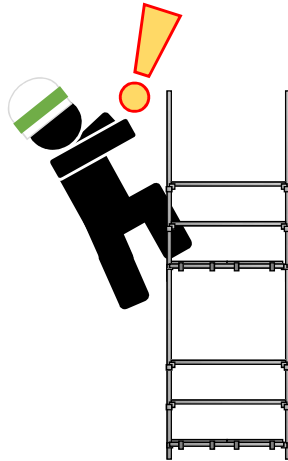
開口部にフタ等がなかった



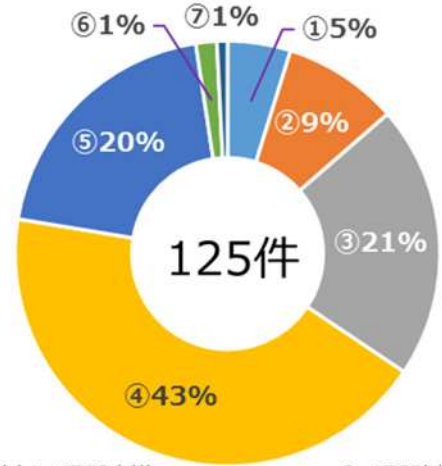
高低差のある床の端で作業した



手すり等が未設置だった



墜落、転落による労働災害は、重篤なケガを負うおそれがあります



- ①4日以上1週間未満 ②1週間以上2週間未満 ③2週間以上1か月未満 ④1か月以上3か月未満 ⑤3か月以上6か月未満 ⑥6か月以上 ⑦死亡

令和4年に発生し、川越労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計

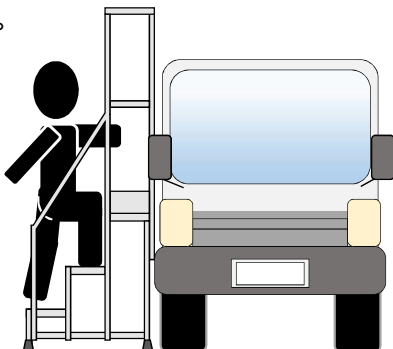
- 墜落、転落災害は令和4年に125件発生し、そのうち休業見込み日数が1か月以上のものは82件です。
● 休業見込み日数が1か月以上の労働者の負傷状況は、82人のうち66人が骨折となっています。
● 墜落、転落災害が多く発生した業種は、建設業、陸上貨物運送事業、製造業及び商業でした（各々約2割）。

荷役作業中の墜落、転落災害

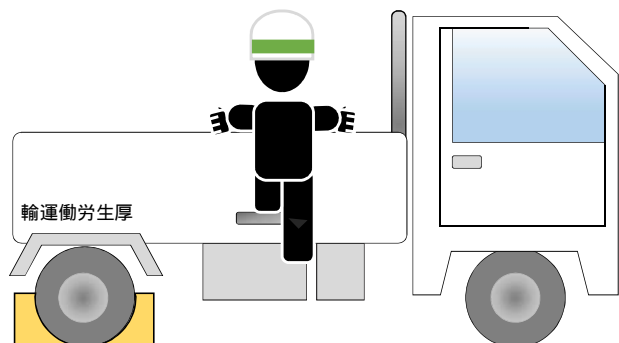
貨物自動車を用いて荷の運搬作業を行うための荷役等作業中に、荷台へ上がる、荷台から下りるときに足を滑らせる等により墜落、転落する災害が多く発生しています。

令和5年10月1日以降、最大積載量が2トン以上の貨物自動車については、床面と荷台等との間を安全に昇降するための設備を設けることが義務となりました（労働安全衛生規則第151条の67第1項）。

また、荷役等作業に従事する労働者は、当該昇降するための設備を使用しなければなりません（同規則第151条の67第2項）。



床面



床面

# 墜落、転落を防止するための対策・改善例

## 【災害発生状況】

貨物自動車の荷台から地面へ下りる際にリアステップを使用したが、当該リアステップが雨等により濡れていたため、足を滑らせて墜落した。

## 【主な原因】

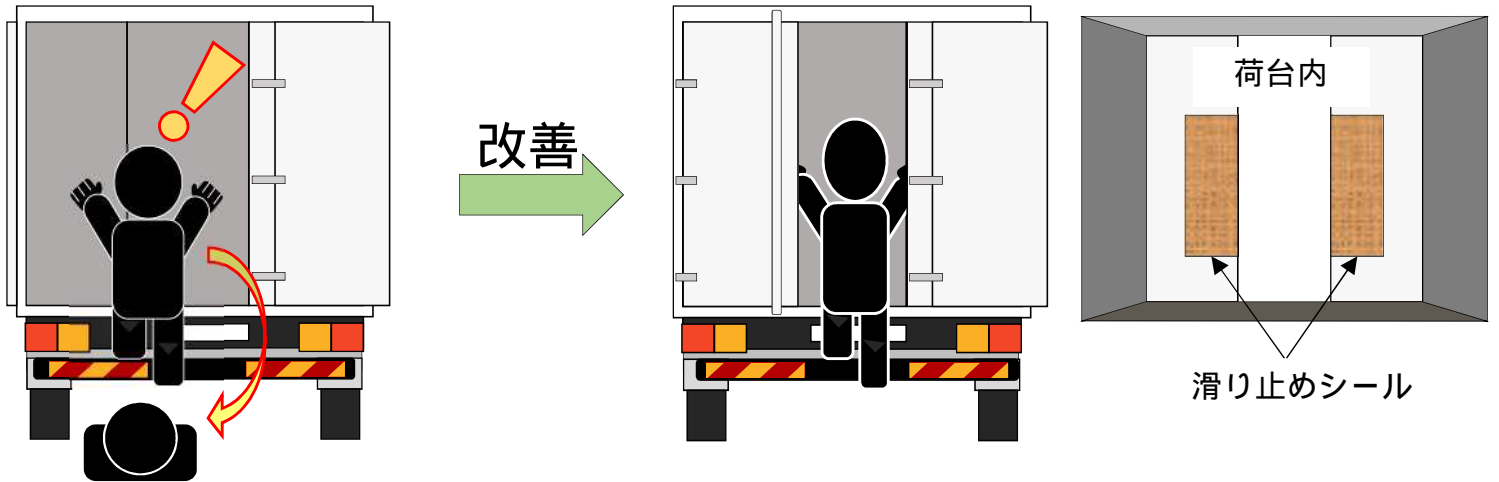
リアステップが雨等によって濡れていたこと

3つの扉のうち左側2つの扉を開放したことによって、三点支持が行えない昇降方法となったこと

## 【対策】

荷役等作業中に開放する扉を中央のみとした

左右の扉の内側に滑り止めシールを貼付け、三点支持時に指が滑らないようにした



## 【災害発生状況】

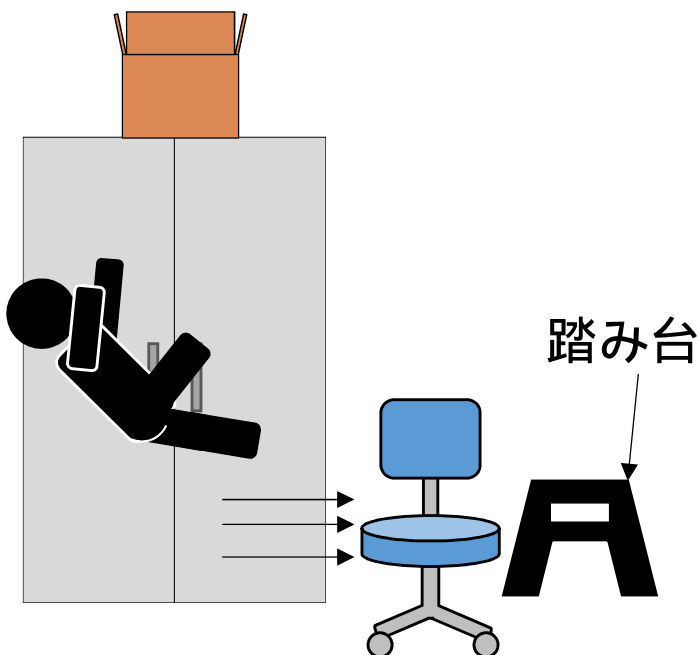
棚上の荷物を取るために、キャスター付き椅子を踏み台として使用したところ、椅子が動いたことによりバランスを崩し床へ墜落した。

## 【主な原因】

キャスター付きの椅子を踏み台としたこと

## 【対策】

椅子を踏み台として使用しないようにした



## 【災害発生状況】

地上から高さ約6mの屋根の補修作業等を行うにあたって、屋根上を補修箇所まで歩いていくところ、スレート屋根を踏み抜き、1階の床へ墜落した。

## 【主な原因】

屋根上に歩み板を設けたり、防網を張ったりしていなかったこと

## 【対策】

歩み板を設けた

親綱を設置し、墜落制止用器具を着用させ、当該器具のフックを親綱に掛けるようにした

